

6 指 第 264 号
令和 6 年 2 月 26 日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

令和 6 年 3 月の公共工事設計労務単価等の改定に伴う
工事請負契約書第 25 条第 6 項の適用について

平素より、京都府の建設交通行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

京都府におきましては、令和 6 年 3 月の公共工事設計労務単価等の改定に伴い、工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用することとしましたので、お知らせします。

なお、「工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について」における「2 適用対象工事（1）」については、「令和 6 年 2 月 29 日以前に契約を締結している工事であること。」とします。

今回のインフレスライド条項適用の趣旨を踏まえ、下請を含む適切な賃金水準の確保や社会保険等の加入の徹底等、技能労働者の処遇改善について配慮いただきますよう、会員の皆様への周知をお願いします。

担当	指導検査課指導係
電話	075-414-5219